

資料－ 1

滋賀県公共事業評価監視委員会

令和 7 年 2 月 12 日

【 報 告 】

第 2 回委員会審議案件の「今後の方針」について

社会資本総合整備計画

②『琵琶湖流域における河川環境の保全・再生対策の推進（重点）』

P. 2

③『琵琶湖流域における河川環境の保全・再生対策の推進』

P. 3

今後の方針

滋賀県公共事業評価監視委員会

番号	②	計画名	琵琶湖流域における河川環境 の保全・再生対策の推進（重 点）	事業主体	滋賀県
				施工箇所	守山市 他
○今後の方針について 琵琶湖保全再生施策に関する計画（第 2 期）の「琵琶湖と人とのより良い共生関係」を目指すため、河川環境整備事業の推進が必要である。 琵琶湖や内湖を含む河川の環境保全対策については、目標に達していない南湖のリンに関して、引き続き底質改善対策および流入河川対策の推進に取り組む。					

今後の方針

滋賀県公共事業評価監視委員会

番号	③	計画名	琵琶湖流域における河川環境 の保全・再生対策の推進	事業主体	滋賀県
				施工箇所	野洲市 他

○今後の方針について

琵琶湖保全再生施策に関する計画（第 2 期）の「琵琶湖と人とのより良い共生関係」を目指すため、河川環境整備事業の推進が必要である。

湖岸保全のための事業を継続するとともに、良好な琵琶湖の湖岸環境の維持や、豊かな生態系の復元のため、引き続き湖岸保全対策や水質保全対策の推進に取り組む。